

令和5年度きょうと子どもの城づくり事業（ひとり親家庭の子どもの居場所づくり事業夏休み等短期型）実施に係る運営業務募集要領

1 事業の趣旨・目的

子どもの相対的貧困率は、国民生活基礎調査において平成30年は13.5%と、依然として7人に1人の子どもが貧困状態という厳しい状態が続いている。

こうした中、京都府においては、平成27年3月に「京都府子どもの貧困対策推進計画」を策定し、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していく社会の実現に向けて様々な施策を展開しており、その中心的施策として平成29年度から「きょうと子どもの城づくり事業」を実施している。

今回、企画提案を募集する「ひとり親家庭の子どもの居場所づくり事業夏休み等短期型」は、きょうと子どもの城づくり事業の支援メニューの一つであり、ひとり親家庭の悩みや不安を持つ子どもと保護者のそれぞれが、気軽に交流し集うことができ、子どもの生活支援や学習支援等を実施する居場所を提供することで、精神的・経済的に不安定な子どもの心の安定や、学習習慣の定着と生活習慣の確立を図ることを目的として実施する。

2 業務概要

- (1) 業務名 令和5年度きょうと子どもの城づくり事業（ひとり親家庭の子どもの居場所づくり事業夏休み等短期型）実施に係る運営業務
- (2) 業務内容 別紙「企画提案仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 委託契約締結の日から令和6年3月31日まで
- (4) 委託上限額 下表に定める金額とする（消費税及び地方消費税を含む。）
なお、記載金額は予算上限額であって契約額ではない。

夏休み等短期型	
委託見積限度額	405,000円

※①新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施するため、15,000円を上限に加算する。

②送迎型を実施する場合は、30,000円を上限に加算する。

- (5) 事業実施場所 京都府内

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者その他経営に実質的に関与している者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつて暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (7) 次のいずれかの法人格を有する者
- ア 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人
 - イ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 2 条に規定する一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 4 条の認定を受けた公益社団法人及び公益財団法人を含む。）
 - ウ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条に規定する母子・父子福祉団体
 - エ 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条に規定する特定非営利活動法人

※参加資格要件を付する理由としては、

- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 6 項、第 31 条の 5
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和 39 年厚生省令第 32 号）第 1 条、第 6 条の 17 の 2
- ・ひとり親家庭等生活向上事業の実施について（平成 28 年 4 月 1 日雇児発 0401 第 31 号）において、当事業の実施主体が規定されているため。

4 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府健康福祉部家庭支援課
電話 075-414-4585
メールアドレス kateishien@pref.kyoto.lg.jp

(2) 募集要領等の配布

ア 配布期間：令和 5 年 6 月 13 日（火）～令和 5 年 7 月 3 日（月）
(土曜日、日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)

イ 配布場所及び受付場所

上記（1）の担当部署で配布するほか、以下に掲げるホームページからダウンロードできる。

●京都府入札・プロポーザル情報ホームページ

(<http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>)

●京都府ホームページの健康・福祉・人権タブ内の新着情報ページ

(<https://www.pref.kyoto.jp/kenko/shinchaku/index.html>)

提案参加意思の確認のため、前記アの配布期間中に電話連絡して下さい。

(3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：令和 5 年 6 月 13 日（火）～令和 5 年 7 月 3 日（月）

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：（1）に同じ。

ウ 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時まで）又は郵送。（書留郵便に限る）

5 質疑・回答

- (1) 受付期間：公募開始日～令和5年6月20日（火）午後5時必着
- (2) 質疑方法：持参のほか、郵便又は電子メールにより、4（1）に提出すること。
- (3) 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。
 - ア 件名は「令和5年度きょうとこどもの城づくり事業（ひとり親家庭のこどもの居場所づくり事業夏休み等短期型）実施に係る運営業務に関する質問」とすること。
 - イ 質問者の団体名、役職・氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。
 - ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。
- (4) 回答日時：令和5年6月23日（金）
- (5) 回答方法：質問への回答は京都府入札・プロポーザル情報ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>）に掲示し、個別には回答しない。

6 応募書類

企画提案に参加する者は、企画提案書及び添付書類一式を指定部数提出すること。なお、提出期限までに企画提案書等が提出されなかった場合は、参加意思がなかったものとみなす。

（1）提出書類

- ア 参加申込書（単独事業者による場合は様式1-1、グループ提案による場合は様式1-2）
- イ 事業者構成員表（様式1-3）
- ウ グループ構成員表（グループによる共同提案を行う場合に限る。）（様式1-4）
- エ 企画提案書（単独事業者による場合は様式2-1、グループ提案による場合は様式2-2）
 - ・法人概況書（様式2-3）
 - ・令和5年度きょうとこどもの城づくり事業（ひとり親家庭のこどもの居場所づくり事業夏休み等短期型）実施に係る運営業務に関する実施計画書（様式2-4）
 - ・年間事業実施予定表（様式2-5）
- オ 価格提案書（見積書）
 - ((1) こどもの居場所づくり事業の見積もりは様式3①を用いて作成し、新型コロナウイルス感染症対策支援を併せて受ける場合は様式3②、送迎型を併せて実施する場合は様式3③も提出すること)
- カ 誓約書（単独事業者による場合は様式4-1、グループ提案による場合は様式4-2）
- キ 京都府税の滞納がないことの証明（様式5を府税事務所に提出し証明を得るものとする）
消費税及び地方消費税の納税証明
※発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。
- ク 使用印鑑届
- ケ 共同企業体で参加の場合
 - (ア) 共同企業体届出書
 - (イ) 共同企業体協定書
 - (ウ) 委任状
- コ 提案事業者が法人の場合は、以下の書類を添付のこと。なお、共同企業体で参加する場合は構成員全ての法人について添付すること。
 - (ア) 法人登記簿謄本（1部）※発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。
 - (イ) 法人定款
 - (ウ) 法人等の概要を説明したパンフレット等（既存のもので可）。グループ提案の場合は代表

者分のみで可)

サ 「府内企業」の評価項目で「上記以外で府内在住者を雇用」の2点の評価を希望する場合は、当該事業で雇用する府内在住者（新規・継続ともに、派遣、アルバイト等含む、予定含む）の内容を申告するものとする。（任意様式）

（2）企画提案書の作成方法

ア 単独事業者による参加は様式1-1及び1-3、グループ提案は様式1-2及び1-3並びに1-4に必要事項を記入し、代表者印を押印するとともに、企画提案書（単独事業者は様式2-1、グループ提案の場合は様式2-2）には、様式2-3から様式2-5の中から応募する事業に応じて必要なすべての様式を添付することとし、本要領及び仕様書の趣旨に基き、本業務の実施に係る取り組み方針、実施体制、特徴的な取組内容等が具体的にわかるように作成すること。

イ 價格提案書（見積書） ((1) こどもの居場所づくり事業の見積もりは様式3①、新型コロナウイルス感染症対策支援を併せて受ける場合は様式3②、送迎型を併せて実施する場合は様式3③) には、積算の内訳を可能な限り詳細に記載すること（積算内訳を別添可）。金額の合計欄には、消費税抜価格及び税込価格の両方を記載すること。

なお、提出に当たっては、提出者の所在地、名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。

ウ 契約に当たっては、府やその他の意見により、提出された企画案の一部が変更される可能性もあるので留意すること。

なお、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

（3）提出形式

提出資料は、全てA4規格により作成すること。ただし、文字や図の判読が困難となる場合には、当該資料についてA3規格とし、A4規格サイズに折り込むこと。また、目次、ページ及び見出しがつけることにより資料間の関連性が分かるようにするとともに、見やすいレイアウト並びに平易な用語及び表現に留意し、専門的な用語には注釈を付すこと。カラー、白黒は問わない。

（4）提出部数

紙媒体により、原本1部（表紙及び経費見積書に代表者印が押印されたもの。）及び写し（押印不要）1部。なお、写しはそのままコピー可能となるように片面印刷でステープラー止めせずクリップ止めのみで提出すること。また、冊子を添付する場合は9部添付すること。

（5）提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、京都府情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

7 評価方法等

（1）評価基準

別紙「評価基準」のとおり

（2）プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。時間、場所については、別途通知する。

(3) 評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、（3）の総合点が最も高い者から、予算の範囲内で契約の相手方の候補者として選定する。

イ 総合点が同じ者がいる場合は、事業実施地域状況や価格提案書（見積書）の金額を判断し、契約の相手方の候補者として選定する。なお、事業実施地域状況が同等で、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書（見積書）を再作成し、再提出された価格提案書（見積書）の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が75点未満の場合は、候補者として選定しない。

エ 送迎型について、基本事業の総合点で75点未満の場合は、候補者として選定しない。

オ 送迎型について、総合点が15点未満の場合は、加算対象の候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が2（4）の委託上限額を超える場合

エ 府の示す仕様を満たさない提案を行った場合

オ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

カ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目において京都府公募型プロポーザル案件情報ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

（1）候補者の名称、総合点及び選定理由

（2）（1）以外の参加者の名称及び総合点

※（1）以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。

※参加者が選定業者+1者の場合、次点者の得点は公表しない。

（3）外部有識者の所属及び役職名並びに氏名

9 契約手続

（1）契約交渉の相手方に選定された者と京都府との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。

（2）受託者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、京都府会計規則159条第2項各号のいづれかに該当する場合は契約保証金を免除する。

（3）契約代金の支払いについては、精算払いとする。ただし、委託先からの要請があった場合、前金払とする場合がある。

（4）選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

10 その他

- (1) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加申込書を出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、府から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を出した後、府が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 参加者が1者の場合は、本プロポーザルを中止することがある。
- (8) 本事業は、厚生労働省の母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金を活用して事業実施することから契約締結後に国庫補助金交付要綱の改正等に伴い、事業実施に大幅な計画変更を行う必要がある場合には、改めて契約者と協議する。